

毎週火、金曜日発行（但休日に出るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇告示 公有水面埋立の承認  
保険医療機関の指定  
土地改良区の設立認可
- ” ”  
建設業者の登録
- ” ”  
家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十五年六月七日付け鳥取県告示第二百七十二号中訂正

## 告 示

鳥取県告示第二百九十一号  
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二

条第一項の規定により、昭和三十五年六月十三日次のとおり公有水面の埋立を承認した。

昭和三十五年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 埋立の場所 岩美郡岩美町大字田後才谷地先
- 二 埋立の面積 一六九平方メートル
- 三 埋立の目的 防波堤築造工事に用ひるコンクリート型枠組立場造成
- 四 埋立の承認を受けた者  
第三港灣建設局長 東 寿

鳥取県告示第二百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定した。

昭和三十五年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
中野 医院	東伯郡東伯町保	内科、皮フ科	中野 治	昭和三五、五、二三	乙ノ二
辻谷 医院	米子市糺町二丁目	外科、皮フ科、 肛門、胃腸科	辻谷 賢三	五、二三	〃
医療法人広江病院	〃 上後藤	精神科、神経科	医療法人広江病院	五、一	甲
弓場 外科医院	〃 万能町七四	外科、整形外科	弓場 正夫	五、三	乙ノ二
名島 外科医院	倉吉市東岩倉町	外科、皮フ科、 泌尿、肛門科	名島 俊一	五、二五	〃
勝部診療所	気高郡青谷町紙屋	内科、整形外科、 X線科	浜田 哲男	五、二〇	〃

鳥取県告示第二百九十三号

昭和三十五年二月十二日付けで鳥取市竹生前田政雄ほか十四人の者から申請のあつた竹生土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認め、たので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- （一）土地改良事業計画書の写
- （二）定款の写
- 二 縦覧に供する期間
- 昭和三十五年六月十八日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
- 鳥取市役所

鳥取県告示第二百九十四号

昭和三十四年九月十日付けで気高郡青谷町大字長和瀬東上敬蔵ほか二十六人の者から申請のあつた青谷町長和瀬土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認め、たので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- （一）土地改良事業計画書の写
- （二）定款の写
- 二 縦覧に供する期間
- 昭和三十五年六月十八日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
- 気高郡青谷町大字青谷 青谷町役場

鳥取県告示第二百九十五号

昭和三十五年一月五日付けで鳥取市下砂見有田茂ほか十四人の者から申請のあつた神坂土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認め、たので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- （一）土地改良事業計画書の写
- （二）定款の写
- 二 縦覧に供する期間
- 昭和三十五年六月十八日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
- 鳥取市役所

鳥取県告示第二百九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十五年六月十七日

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 （有）第六五七号	昭三五、五、一二	大西工務所	気高郡青谷町山根	大西 時晴
第六五八号	五、一六	（有）勢川鉄工所	鳥取市今町二丁目	勢川喜代治
第六五九号	五、一六	可世木組	八頭郡河原町佐貫	可世木英隆
第四九一号	五、一八	三共建設	西伯郡伯仙町尾高	下本 就音
第二四六号	三、一七	赤松商會	鳥取市上魚町二四	赤松幸太郎
第三一二号	三、二五	（株）大和建设	八頭郡智頭町智頭	笹尾 国藏
第三〇九号	三、九	徳岡鉄工所	米子市久米町二〇	徳岡兼太郎
第三一八号	四、一九	（有）三興工業	錦町三丁目	奥村 整

第四二五号	五、一四	中尾建設	八頭郡若桜町若桜	中尾 文昭
第六六〇号	四、一〇	（有）光花水道工業	鳥取市立川町四丁目	米花 三郎
第六六三号	五、二八	中村産業	元鑄物師町	中村 竹夫
第五〇四号	五、一八	（株）聖建設	西町四丁目	山住 達雄
第三二七号	五、二八	寺谷建設	岩美郡岩美町大字陸上	寺谷 兼治
第三二四号	五、六	安田工務店	鳥取市瓦町	安田 信義
第四二四号	五、八	（有）城東建設	葦片原町一八	伊藤 行夫
第六六一号	六、三	中前工務店	日野郡江府町江尾	中前 千松
第六六二号	六、三	米原建設事務所	溝口町三部	米原 清衛
第四二八号	五、一九	（有）尾崎製作所	鳥取市行徳一八四の二	尾崎 芳春
第四二七号	五、一九	松岡組	日野郡日南町新屋	松岡 寛一

鳥取県告示第二百九十七号  
 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条及び第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与え、及び家畜人工授精所の開設を許可した。  
 昭和三十五年六月十七日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜人工授精師免許の部

免許証番号	家畜人工授精師として業務を行なう家畜の種類	住	所	氏名
第五一五号	牛	鳥取県八頭郡八東町大字富枝一五二		矢部 保夫
第五一六号	豚	気高郡気高町八幡二一〇		地原 敏夫
第五一七号	全家畜	鹿野町字鹿野一、三〇〇の二		山形 長正
第五一八号	牛	西伯郡中山町下市八四四の一		吉谷 正
第五一九号	豚	岸本町小林藍野八七の一		入江 基博
第五二〇号	豚	米子市両三柳四、四六〇		高木 忠孝
第五二二号	豚	加茂市宮住宅四、六五五の一		大江 寿夫
第五二三号	豚	境港市新屋町六〇〇		岡田 弥一
第五二四号	豚	上道町四四三		堀田 收
第五二五号	豚	米子市両三柳二、三〇八		岩本 隆

家畜人工授精所開設許可の部

許可番号	家人工授精所の名称	住	所	氏名
第五二五号	〃	〃	境港市渡町二、六四九の八	門脇 敏広
第五二六号	〃	〃	米子市勝田町七六	上杉 福次
第五二七号	〃	〃	大崎一、七七七の一	木村 博
第五二八号	〃	〃	西伯郡岸本町坂長八六一	船橋 寛
第五二九号	〃	〃	岡山県新見市新見一、九九四	佐藤 準

第一五〇号 山形家畜人工授精所 鳥取県気高郡鹿野町字鹿野 山形 長正

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年六月十七日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞彦

一日 時 昭和三十五年六月十七日 午後一時

- 二 場 所 日野郡江府町 県立日野実業高等学校  
 三 議 題  
 1 鳥取県育英奨学生決定について  
 2 鳥取県社会教育委員の委嘱について

正 誤

昭和三十五年六月七日付け鳥取県告示第二百七十二号  
中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

1	頁	行	誤	正
	終りから	1	ひで子	ひて子

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県印刷所  
鳥取市栗谷町  
鳥取県印刷所